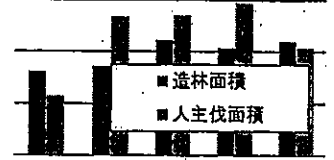


北海道における造林未済地解消の取組

現状

H17～22年に道産材の需要が増え、主伐が平均6,600ha/年で推移
 一方、造林は平均6,000ha/年で推移。この結果伐採跡地が増加
 造林への公的支援は、新たな伐採跡地を優先
 H25末の造林未済地(伐採後3年以上の伐採跡地)は、11,091haで全国の約8割

(ha)



単位: ha

年度	H18	H24
北海道	8,566	11,267
全国(参)		14,200

年度は、全国、道ともに前年度末現在

課題

- 伐採後の更新を天然更新で届出る伐採が急増
- 天然更新完了の確認や造林の指導がされていない
- 造林予算の制約、担い手・苗木不足による造林の遅れ
- 持続的な森林経営に対する無関心

目標

森林の公的機能保全と資源の循環利用のために造林未済地を解消

「取組体制」を整備し、伐採跡地の解消を推進

現状把握

- 森林計画課で森林GISや、ゲーグルアース、空中写真等で森林の現況を把握
- 林務課等で現地調査等による精査(造林除地、天然更新完了地の把握)
- 森林所有者の森林の保有目的や植栽への意向の把握(意向調査の実施)

造林除地

天然林化

造林適地

現状を分析し取組を重点化(別紙)

既存の未済地解消の取組

① 森林計画制度による取組

- 市町村による造林指導の徹底
- 天然更新完了基準の適切な運用

② 経営権委譲等による造林

- 森林施業の長期受委託の推進
- 公的森林整備事業の推進による造林
- 「企業の森林づくり」の斡旋による造林
- ボランティア活動による造林
- 林地流動化による造林

③ 造林の推進等

- 森林経営計画の策定指導
- 造林補助事業の推進(公共、H26補正)
- 天然更新促進技術の普及

未済地発生防止の取組

④ 森林づくりの大切さの普及啓発

- 森林認証制度の推進

⑤ 新たな造林未済地の発生防止

- 伐採届出制度の周知徹底(道、町広報)
- 土地所有者届出制度を活用した所有者情報の正確な把握と共有
- 伐採届出情報の共有と、違法伐採等監視体制の整備

新たな支援措置の検討

- 造林補助金を活用した誘導策
- 人工林資源保続支援基金の活用
- 新たな財源の活用(寄付、カーボンオフセット、税等)

解消に向けた連携体制

市町村

森林組合

振興局
林務課

道
森林計画課
(事務局)

振興局
森林室

森林活用課

森林整備課

スケジュール

H27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地確認・更新の検討 ○ 所有者の意向調査・分析 ○ 新たな支援措置の検討 ○ 造林推進
H28	
H29	

造林未済地意向調査結果に基づく取組一覧表（帯広市）

造林未済地全体（人工林伐採跡地 5 年生以上 （施業外地を除く） 4,646 名 29 名		11,819ha 57 ha		スケジュール							
アンケート対象者 3ha以上所有		1,000名 6名		8,040ha 31 ha		H27					
回答者		265名		約2,200ha		H28					
(1) 記名回答		147名 1名		約1,280ha 3 ha		H29					
森林組へ情報提供可						H30					
(4) 無記名回答		63名		約600ha							
(4) 未回答者		598名		約4,750ha							
(2) 未達者		137名 1名		1,074ha 4 ha							
(3) 市町村・森林組合		69名		375ha							
(4) その他		3,577名 23名		3,404ha 26 ha							
対応策				各振興局でアンケート結果を基に次の対応策を行う。							
森林組と連携して造林推進				<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然林化は現況確認し照査 ・ 造林の意向あるものは訪問して意向確認 							
上記の対応を参考に対応策を検討											
所有者確認後、対応策を検討											
個別に解消を指導											
現状分析後対応策を検討											

平成27年7月

人工林伐採跡地をお持ちの森林所有者各位

現在、北海道内には、人工林を伐採したあと長期間植栽されていない跡地が、約11,000haあり、本道の豊かな森林の様々な役割が十分に発揮されない状況となっております。

そこで、北海道では、人工林伐採跡地をお持ちの皆さんに所有の状況と森林施業に対する意向について、アンケート調査を行うこととしました。

アンケートの結果は、人工林伐採跡地の解消にむけた今後の取組に利用させていただきますので、忌憚のない回答をお願いします。

なお、アンケートについては、同封の封筒により7月31日までに返送をお願いします。(切手不要)

北海道水産林務部林務局森林計画課

1. 所有者ご本人についてお答えください(該当するものに○をつけてください)

- Q. 1 年齢
①29歳以下 ②30歳～59歳 ③60歳～79歳 ④80歳以上
- Q. 2 職業
①森林・林業関係 ②林産業・製材 ③農業・水産業
④工業・製造業 ⑤サービス業・事務など ⑥その他
- Q. 3 後継者
①同居または同一市町村内に在住 ②道内に在住 ③道外に在住 ④いない
- Q. 4 森林組合
①加入している ②未加入 ③不明

2. 所有する森林についてお答えください(該当するものに○をつけてください)

- Q. 5 所有する森林の取得時期と経緯について(主な所有森林について)
昭和・平成 年頃
①相続 ②売買 ③その他()
- Q. 6 所有目的について
①資産保有、不動産取引 ②林業収益、林業投資 ③森林以外の土地
利用、リゾート ④税制優遇・控除のため ⑤環境保護
⑥その他()
- Q. 7 山林に行く頻度
①月数回 ②年数回 ③年1回程度 ④数年に1回
⑤行ったことがない
- Q. 8 山林経営について
①とても関心がある ②少し関心がある ③あまり関心が無い ④関心が無い
差し支えなければ、その理由をお書きください：
- Q. 9 今後の山林の管理について
①維持継続 ②親族に譲渡 ③森林組合等外部へ管理を委託
④条件にもよるが売却しても良い ⑤売却したい ⑥寄付したい
⑦わからない

(1) ③と答えた方は、どこにお願いしたいと考えていますか
ア 森林組合 イ 林業会社 ウ 林業以外の会社 エ NPO等 オ その他
()

3. 所有する森林のうち人工林伐採跡地についてお答えください
(該当するものに○をつけてください)

- Q. 10 直近の伐採は、いつ頃誰が伐りましたか
昭和・平成 年頃
①自分 ②森林組合 ③業者 ④不明
- Q. 11 伐ったきっかけについて
①自分で判断 ②森林組合から提案 ③業者からの提案
④その他() 次頁へ

Q. 12 所有される伐採跡地は、森林計画制度上の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」ですか
①はい ②いいえ ③分からない

Q. 13 伐採後の植栽について意向をお聞かせください
①植栽する予定 ②植栽したいが出来ない ③植栽したくはない
④その他()

(1) ②または③と答えた方はその理由をお書きください

(2) ②または③と答えた方が植栽するためには、どのようなことが必要と考えますか

Q. 14 北海道や市町村では、標準的な施業の方法を示しており、植栽する場合は伐採後2年以内に行うこととなっていますが、ご存じでしょうか
①はい ②いいえ

Q. 15 今までに市町村から、植栽するよう連絡はありましたか
①あった ②なかった ③わからない

Q. 16 今までに森林組合から、植栽の提案がありましたか
①あった ②なかった ③わからない

Q. 17 今までに林業会社から、植栽の提案がありましたか
①あった ②なかった ③わからない

Q. 18 植栽や下刈り、間伐などに対して費用の一部を補助する制度がありますこの制度を利用して植栽を行う考えはありますか
①行いたい ②行う考えはない

(1) ②と答えた方はその理由についてお答えください(複数回答可)
ア自己負担が多いため イ自己負担があるため(少額でも無理)
ウ補助金の申請手続きが複雑なため エ補助金受領の条件に縛られるため
オその他()

(2) 補助制度の中で、これまでの植栽費用に比べコストを削減するための植栽技術*を開発中です
この取組で植栽の費用負担が安くなれば植栽を行う考えはありますか
ア行いたい イ行う考えはない ウその他()

※ コンテナ苗の導入や低密度の植栽による低コスト化、伐採と造林の同時施工による効率化等により自己負担費用をおおむね半分程度まで圧縮

その他、森林・林業について意見、要望等がありましたら自由にお書きください

--

多数の質問に回答いただき、ありがとうございました。

なお、伐採跡地への植栽推進のため、あなたが植栽を希望され、地元の森林組合へその意向を提供することに同意して頂ける方は、居住市町村とお名前を記入願います。同意しない場合は、提供は行いません。

市町村	名前
-----	----

北海道 水産林務部林務局森林計画課

計画推進グループ

011-204-5497(直通)

e-mail: suirin.shinrin2@pref.hokkaido.lg.jp